

一八六一年以來佛蘭西其他の諸國と相約し低率關稅表を作製せり、其後數回の變遷を経て今日に至れるか鐵製品中有稅なるものも其率極めて低し。

由來同國は商工國として其發達理想的の域に達し、其面積に比して人口の多數なるは又人の克く知る所なり、國情かくの如くなるか故に保護關稅により其工業を更に發達せしむるの餘地極めて少く寧ろ門戸を開放して來る者を拒まず、以て一面通過貿易の利を壟斷して他面に同國商品の外國に於てなる可く優遇せらるゝを圖るは策の尤も宜しきを得たるものとす、同國商業政策か寧ろ自由貿易的傾向を帶ふる多きは素より其處とす。

## 九、瑞典

### 鐵鑛供給(鐵道)

瑞典松か歐羅巴市場に聲價ある如く、瑞典鐵は又其品質の良好なるを以て鳴る、此良好なる品質は優秀なる鐵鑛と木炭製煉の産物なり。

瑞典も亦鐵鑛の豊富なるに拘らす石炭に缺乏せるを以て其製鐵業は全然木炭による、然かも鑄鑛爐か益々多量の燃料を要求するに至れると近時牧畜業が次第に隆盛となれる等のため、森林か斬次浸蝕せられしとにより燃料の供給又昔日の如く自由ならず、從て又外國製鐵業との競争も亦漸く困難となれり。

瑞典の地勢は水力の利用に便利なるを以て木炭に代ゆるに、水力電氣を以てすへしとは古くより唱へられたる處なれとも、電氣應用の鑄鑛爐か例令技術上可能なりとするも經濟上果して有利に行はる可きや否やは今も尙疑問なりとす。

然れとも電氣應用の希望あるか爲に、ラブランドの鐵鑛地は一般に瑞典の鑛石供給處と思考され之を保存するか爲に輸出稅を設く可しとの議あり。

然るに一九〇八年政府の研究會はノルボツテンの鑛石は瑞典の使用に適せすとなせり、蓋し地位及運輸條件が不適當なる上、燐を包含せるものと包含せざるものとを混在せる爲之を類別する爲に多額の費用を要すればなり、加之原料鐵の生産は近き將來に於て著しく増大す可く、之等は東海、北海方面の港に輸出されざる可らざるに拘らず、此方面の販路に就ては英獨等との競争を豫め覺悟せざる可からず、然も瑞典は石炭の缺乏と運賃を要すること大なるにより、不利益なる地位にあるもの故寧ろ其輸出には保護を與ふるを要すと報告せり。

北極線より北の方二〇〇キロメートルにしてラブランド鑛脈あり、ゲリバレ、コスクルスクーレン、キルナンバラ、ツールバラ等よりなる北瑞典鐵鑛と稱するもの之なり。

此ラブランド鑛の採掘は容易なるも、依つて獲たる鑛石を經濟上有利なる貨物となすには大なる困難あり、即ち北極地帯にあるか爲に先つ一ケ年中一ケ月は勞働をなすこと全然不可能なり、且つ晝間か極端に長く又は極端に短き點も亦該鑛採掘上支障の一なりし、ゲリバレ鑛採掘の第一に必要な條件は海岸に到る運輸の點にあり、ゲリバレ稼行者は常に此點に全力を注きたり、一八四八年其稼行に従事したる英國會社も亦既にゲリバレを運河又は鐵道によりて海に連結せんとを企圖せり。

採掘權が瑞典人の手に落ちたる後、八〇年代始て此計畫を實現することに一步を進め、政府自ら保證に立ちたるも會社は該保證條件を遵守せざりしを以て鐵道は國家の手によりてゲリバレ迄完成せり、一八九一年此鐵道が完成さるゝや、ゲリバレ鑛の輸出は容易となり増大したりと雖、最初所期したるか如き低廉にして規則正しき輸出は不可能なるを發見せり、其理由は第一ルーレアなる東海岸の港は一年中五個月間凍結すること、第二に國家との契約により原鑛輸送を全年を通して平均せしめざるへからず、爲に冬期間鐵道に積載するに必要な鑛を貯藏するか爲に巨費を投して貯藏設備を作ること必要とす。

ルレアに於ける鐵道港灣の組織はゲリバレ鑛の輸出には十分なるも、東海オストゼーより一〇〇キロメートル  
一 距れたるキルナ鑛の經濟的利用の爲にはナルヴィク港なる、諾威港との連結か第一に必要なリナ  
ルヴィク港はルレア港よりもキルナバラに遙に近きのみならず終歲氷結することなし、一八八一年  
以來キルナ、ナルヴィク鐵道完成され九〇年代の終りに瑞典諾威國會は Ofoten 鐵道建設の爲に公債  
を募集するの案を通過したり、諾威の代議士は此案に賛成するを得さりき、何となれば此案は唯瑞典  
の利益となるに止れはなり加之瑞典人中にも、此鐵道によりラブランド鐵鑛業は中央瑞典の鑛業と  
激烈なる競争を始るへきを憂ひし者ありき、又北方鐵鑛は瑞典鐵工業の將來の源泉たるに此鐵道は  
恐らく此富源を涸渇せしむるに至る可しとの理由により之に反對したる者もありたり。  
此の如き諸種の障礙あるにも拘らず一九〇三年以來スカンデナヴィヤ半島を貫通する全線開通  
し、東海のルレアと北方のナーヴィクを連結せり。

#### 國有運動

既に述べしか如く非常に好都合なる場合に非る限り、中央瑞典の八〇〇、〇〇〇噸を國內に於て製  
煉することを得ず、ラブランドに於ては中央瑞典よりも石炭を得るの望更に少く左りとて之を中央  
瑞典に携すことは運賃の上に於て想像し難し、之に反して之を英獨製煉所に齎らすことは比較的容  
易にして瑞典富源の開発上必要なることと信す、從てラブランド鑛に對して輸出税を賦課するは何  
等の理由なきことなり。

然れとも北方の富鑛が一般の知る處となり、之か急速度を以て外國に輸出せらるゝや瑞典國民は  
鐵鑛層を視ること、貯金と同一く何等嚴密なる技術上の調査を施すことなく經濟上の關係に就て顧慮  
することなく、之等の富鑛を將來の爲に貯蓄す可し其爲には高率の輸出税を賦課す可しとの論勃興  
し代議士中に於ても此説を持するもの亦少なからざりき、此問題の解決如何は外國殊に獨逸の製鐵

業の將來にも影響あるを以て、獨の政治家工業家共に大に憂慮する所ありしか一九〇五年此議案は僅少の差を以て敗れたり。

次て獨瑞間に通商條約締結せられ其第七條は兩締盟國は輸入税輸出税若くは通過禁止により相互の交通を妨害す可からざる旨を規定し其第十條は本條約期間は瑞典鐵輸出は關税を課す可からずとなせり此條約は其期間頗る短きものなりしか獨逸の製鐵所と瑞典鑛主との間に長期に亘る、契約締結され輸出税は雙方若くは鑛主側に於て負擔す可きを約したり。

通商條約は少くとも、數年間輸出税問題を驅逐し去り瑞典鐵の獨逸に對する輸入は安全となりしか如きも輸出制限運動は其原つく處深く一片の條約克く其根幹を抜き盡し難し俄然此運動は新らしき形式により發現し來れり此新運動の據て來る所に就て一言せん。

十九世紀末葉ラブランド鐵鑛稼行の不況なるや會社は速に之を買收せんことを政府に請願せり専門家及一般輿論も亦同地方鑛源を政府の手に納むることに對して賛成せり然るに政府は此千歳一遇の好機を捉ふるに力めず會社の請願を一言のもとに峻拒し去れり茲に於てラブランドの富鑛は獨逸資本の力を藉りて中部瑞典の鐵鑛會社の手に歸せり然るに此株は不思議に人氣を集中し額面一〇〇〇コロナのものか三七〇〇コロナの市價を維持するに到れり此くして獨逸の製煉所か永く巨利を占めたることは、原鑛の輸出は絶対に必要なりとの政府在來の確信に變動は與へざりしも尙其輸出を支配し、無免許採掘及投賣を禁せんとする企圖を懷かしむるに至れり此目的の爲に政府は一九〇七年北部鐵鑛國有案を議會に提出せり此議案は不幸にして否決せられたるも一九〇七年ルツサバラ、キルナバラ會社と一種の契約を締結するに成功し一九〇八年より之を實施せり。

此契約によれば從來ルツサバラ、キルナバラ會社の權利に屬したる未採掘鑛區の所有權は爾後國家に屬し、且稼行中の鐵鑛に就ても國家は其權利の半分を有し殘半分の權利も亦一定の時期の後一

定の價額を以て買上得ることゝせり。

既に述べたるか如くグレンゲスベルグ、オクスロエーズンド會社は數年前ラブランド鑛山の大部を買收し一九〇七年十二月三十一日にはルツサバラ、キルナバラ會社及グリバレ會社の株式の殆ど全部を所有せり、故に前のルツサバラ、キルナバラ會社と國家との契約は間接には此グレンゲスベルグ、オツクスロエーズンド會社と締結せしことゝなるなり。

キルナ及グリバレの稼行中に屬せる鑛山の外に尙多數の鑛産地あり、前述せし如く一九〇七年の契約により之等の内從來ルツサバラ、キルナバラに屬せしものは舉て國家の有となれりと云ふ點は最も重要な點なるか、第二の重要な點はルツサバラ、キルナバラ會社の從來の公稱資本四千萬圓を八千萬圓となし會社は四千萬圓の優先株を發行して之を政府に無償にて讓渡すと云ふ點にあり、加之一九三二年若くは一九四二年末に於てルツサバラ、キルナバラ會社株式の他の半分は一定の價格即ち平均利潤の四歩を以て還元せし額を一九二〇年より支出することによりて買收するを得るの權利あることを定めたり、尙優先株は利益配當金を得ざる代に國家に一噸毎に一定の公納金を支拂はさる可からず、一九三一年以後は優先株は普通株と同一のものたるへし、國家にして若株式の他の半分を買上ることを得ざる場合には一九三三年若くは一九四三年以後國家は從來探掘せられざる區域に於て原鑛を採掘するを得ず、但しルツサバラ鑛域は其原鑛を瑞典に於て製煉すると云ふ條件附にて國家に所屬するものなるか故に之を除く、一九三八年に於て國家か此ルツサバラ鑛區を保持す可きや或は會社に拂下く可きやは全然國家の自由に定る事を得るなり。

尙國家とルツサバラ、キルナバラ會社との運賃の協定も亦頗る重要な事に屬す。

キルナ國境の運賃は契約締結前迄は普通三、三〇コロナなりしも契約により二、六四コロナに引下られたり、ルツサバラ、キルナバラ會社の希望により一九〇四年には運輸量を三〇〇、〇〇〇噸に引上

しも其後議會により再ひ引下られたり、一九〇五年同會社は再ひ一九〇六年の運輸量を約四〇〇、〇〇〇噸一九〇七年は約六〇〇、〇〇〇噸に引上げ且つ賃率は一噸毎に二、六四コロナ二、九六マークに當るとなす可きことを提議せり。

實際鐵道は毎年二、〇〇〇、〇〇〇噸を輸送し得るに拘らす此の要求は拒絶され、唯三〇〇、〇〇〇噸の過剩輸出は三、三〇〇コロナの普通賃率に引下げられたるに過ぎず。

### 産額制限

輸出關稅により北方の富源の亡失を防止す可しとの説は一時燎原の火の勢ありしも、政府は全然此説を排斥して獨逸と通商條約を締結して鐵鑛輸出を必要と認むるの意思を發表したるか、政府と雖又之を全然自由に放任するを以て得策となすものに非ず、否百尺竿頭一步を進めて、ラブランド鐵鑛山を擧げて政府の手に納め以て輸出の調節を圖らんとし其手段としてルツサバラ、キルナバラ會社と種々の契約を締結せり、而して此國有運動既に半以上成功したるの事情は上に説き來りし處により明なるか、更に間接に交通機關を利用し或は直接に會社との契約により其産鑛額を制限せんとする計圖も着々實行されつゝあり、之れ又同國鐵鑛業保護政策の研究上閑却するを得ざる點なるへし。

會社との契約により一九〇八年は最高一、五〇〇、〇〇〇噸尙逐年之に四〇〇、〇〇〇噸を増加して採掘するを得へし、然れとも年々の産出額は三、三〇〇、〇〇〇噸に出るを許さず。

ゲリバレに於ては一九〇八年より一九一三年迄に合計五、〇〇〇、〇〇〇噸を採掘するを得、其後は毎年七五〇、〇〇〇噸以上を採掘す可らず。

グレンジスベルグ、オクスロエーズンド會社による、將來の輸出に就てスバツケラー氏か興味ある推算をグリユツクアウフ誌に載せたり。

左に之を轉載す可し。

Nahme von Eisen-berg Jahr	Kirunavara.	Gellivaro.	Grängesberg.	Zusammen
1908	1500	800	650	2950
1909	1700	"	"	3150
1910	2000	1000	650	3650
1911	2300	"	"	3950
1912	2600	"	"	4250
1913	3000	620	"	4270
1914	3000	630	"	4280
1915	3150	"	"	4480
1916	3250	"	"	4530
1917	3350	"	"	4630
1918	3750	"	450	4830
1919	3750	750	"	4950
1920	"	"	"	"
1921	3900	"	"	5100
1922	"	"	"	"
Usw. im dieselben Weise	84000	18750	12530	11000

此表は推定的のものなること勿論なるか、其推定の材料たる諸種の制限は之を最少限度に解したるものにて、瑞典の原鑛に對する賣捌口は缺乏せされとも現時の諸契約か存在する限りグレンゲス

ベルグ、オクスロエーズンド瑞典産鑛の進歩も亦恐らく此表に示す處に近かるへし。然れとも茲に注意すべきはラブランド鑛山は擧てルツサバラ、キルナバラ會社に屬するものに非す(即ちグレンジスベルグ、オクスレーズンドの支配下にあるものに非す)例へはツールバラ及コスクリレンの諸鑛區も何等前に述べたる契約によりて制限せらる可きものに非す、此二鑛區も一九〇八年には其産額二七〇、〇〇〇噸に達す、假令其貯藏は大ならざるも尙將來増加し得ることは確實なり其他にも尙何等の制限を蒙らざる鑛區少からざるを以て、瑞典の鐵鑛の將來は凡て政府の干渉の下に立つへしとするは早計なり。

## 關稅

關稅に付て銑鐵、スपीゲル鐵等に對しては無稅なり、加之内國の需要を慮りて大なる製造工場に於ける大規模生産を必要とするか如きものに對しては凡て之を無稅となし、然らざるものも僅少なる課稅をなすに止まる、比較的小鐵製品に對しては比較的重く之を保護するの趣意明なり。更に新舊二種の關稅表を對照するに從來無稅なりしものは其率を重くし且つ其組織秩序も亦一層整正せるを見る、依是觀之同國々是のある處も亦鐵製造業を益々厚く保護し以て將來の發達を期するものゝ如し。

輸出稅に就ては前段屢々述る處ありしか通商條約又は最惠國條款により概ね輸出關稅を徵するを得す、強て之を徵せは國家より賠償を受くへし、即ち瑞典輸出額の八割乃至九割は國稅を賦課さるゝなく、他の一割乃至二割と雖、グレンジスベルグ會社を通して輸入することにより容易に課稅を免るゝを得へし。

唯輸出稅を今後徵するの望あるは中部瑞典の無燐鐵鑛なり。

既にグレンジスベルグ、オクスレーズンド會社は無燐鐵鑛の新供給契約を締結し得ることを約



せりと云ふ。

## 結 論

各國か如何なる保護政策を行へりやと云ふ問題よりも、各國は果して保護政策を執れりやと云ふか第一に決定すべき問題なり。

人或は鐵の如き需要の大なるものは宜しく國內に於て生産するを可とす、從て保護政策を執れる國に於ては必ず保護を加へつゝあるものとなすものあれとも、之れ盲斷なり、需要の大なると保護の必要なるとは自ら別問題なり、否却て需要の大なるか爲の保護は危険なり、何となれば少數の製造業者の利益の爲に多數國民の負擔を増加するの虞あればなり、苟も之を保護する以上は消費者の利益を犠牲とすることは豫め覺悟せざる可からず、問題は唯將來の發達か現在の犠牲を填補して餘ありや否やの點にあり、換言すれば鐵の工業の未だ發達せざる國にありて然も生産條件か將來の進歩を豫想せしむるに十分なる場合にありて保護は始て有效たるを得るなり。

然るに此點に就て歐羅巴の諸國は之を概言すれば既に保護政策の時代を經過せるものと云ふへし(伊、露、瑞等を除く)吾人の觀る處を以てすれば鐵工業に對し國家か特別顯著なる保護を加へつゝあるものなし、鐵鑛輸出關稅說の如き屢々高唱され又屢々實施されたる處なるも歐羅巴の大陸中之を現に有効に實施せるものあるを聞かず。

今や保護政策隆盛の時代なり、從て獨り鐵に對してのみ保護なきは其權衡上不當なり、蓋し堅固なる保護國稅の堤防か此一穴よりして決壊するの虞なきを保せず、況んや四圍皆保護稅あるに我獨り自由主義を固執するか如きことあれば内國工業を萎微せしめ、延ひて國民全般の不利となることなきを得ざるに於てをや。

尙製鐵事業保護の可否は獨り經濟上の事情のみによりて決定さる可きに非ず、即ち別に軍事的國